

1 計画の基本的考え方と全体像

(1) 基本理念と目指す姿

令和4年の改正児童福祉法の内容を踏まえ、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することを通じて、こどもの最善の利益の実現に向けた取組みを推進します。

そのために当事者であるこどもの声を聴き、その意見や意向を踏まえるとともに、児童相談所を中心に、市町村をはじめとする関係機関と連携し、こどもの自立に向けた切れ目のない支援を行うことで、『すべてのこどもが社会全体に支えられ、将来の夢と希望を実現し、自立して暮らせる山形県』を目指します。

《家庭養育優先原則》

在宅支援の推進

○こどもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援する

里親等による家庭的養育の推進

○家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める

施設における専門的かつ家庭的養育の推進

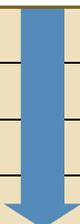
○これらが困難な場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、小規模かつ地域分散化された施設等への入所を検討する

《パーマネンシー保障》

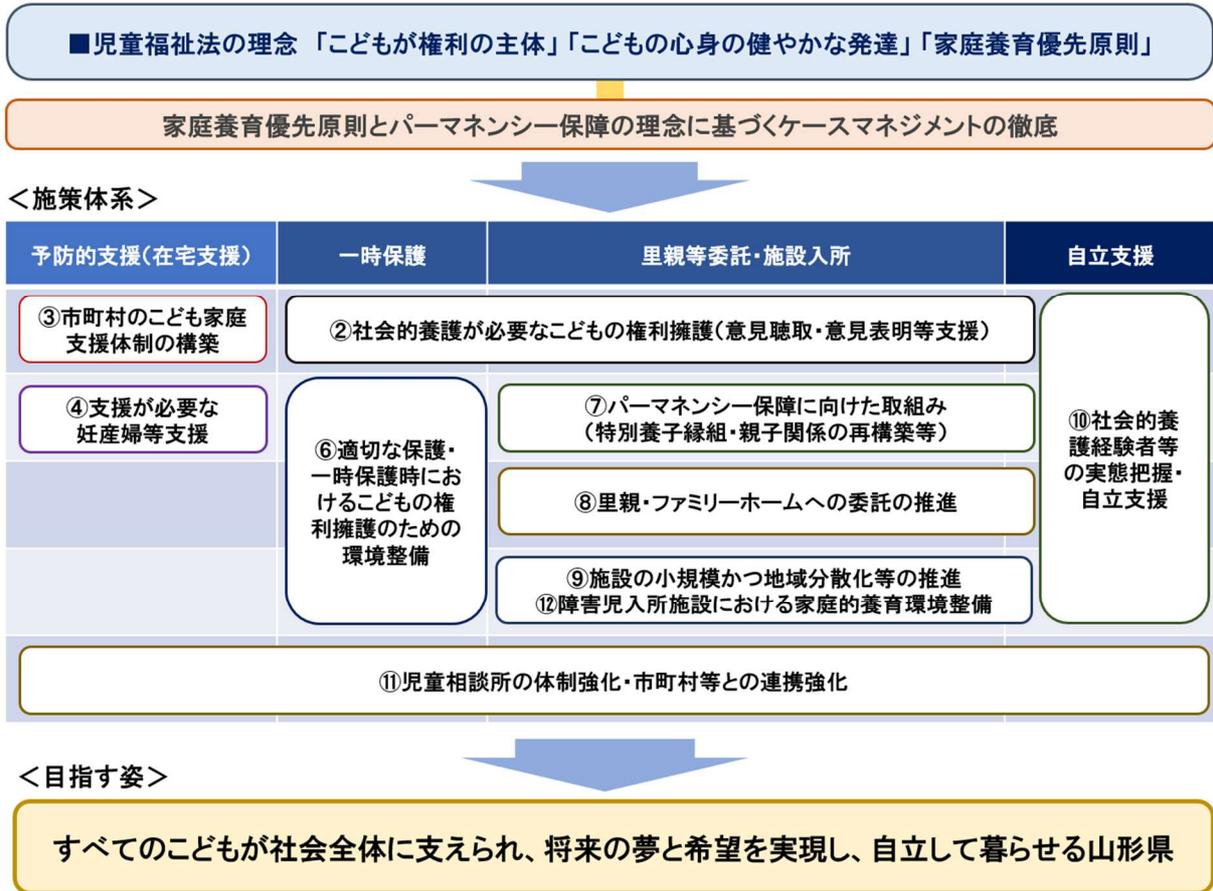
○永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障(「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月2日新たな社会的養育の在り方に関する検討会)より引用)

(2) 計画体系

基本的考え方の下、以下に掲げる項目について具体的な取組みと目標を定めます。

①	計画の基本的考え方と全体像	
②	当事者であるこどもの権利擁護の取組み	
③	市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組み	
④	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み	
⑤	各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	
⑥	一時保護改革に向けた取組み	
⑦	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み	
⑧	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み	 
⑨	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	
⑩	社会的養護自立支援の推進に向けた取組み	
⑪	児童相談所の強化等に向けた取組み	
⑫	障害児入所施設における支援	

<図表1-1> 計画体系・全体像



(3) 計画期間と PDCA サイクルの運用

本計画は、令和2年3月に策定した「山形県社会的養育推進計画」の後期にあたる令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

計画の進捗について、毎年度評価指標により自己点検・評価を行うとともに、その結果を山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告することとします。また、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、必要に応じて見直しを行い取組みに反映します。

(4) 山形県こども・子育て笑顔プラン(山形県こども計画)との関係

本計画は、本県のこどもに関する施策の総合的計画である「山形県こども・子育て笑顔プラン」の基本の柱4「困難を有するこども・若者と家庭が未来を切り拓くために」における推進方(3)「こどもへの虐待防止」及び推進方策(4)「社会的養護等を必要とするこどもへの支援」を踏まえ、具体的に施策を推進していくための計画として位置づけるものです。